

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年12月19日
【報告者の氏名又は名称】	株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング
【報告者の住所又は所在地】	東京都新宿区新宿五丁目17番18号
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿五丁目17番18号
【電話番号】	03-6233-0300
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 小林 寿之
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング (東京都新宿区新宿五丁目17番18号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティングをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ウェブクルーをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致いたしません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注7) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。また、本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1【公開買付けの内容】

(1)【対象者名】

株式会社ウェブクルー

(2)【買付け等に係る株券等の種類】

① 普通株式

② 新株予約権

イ 平成18年3月28日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）

ロ 平成18年4月5日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）

ハ 平成24年7月24日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第5回新株予約権」といいます。）

ニ 平成26年2月7日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第6回新株予約権」といい、第2回新株予約権、第3回新株予約権、第5回新株予約権及び第6回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）

③ 新株予約権付社債

平成24年10月31日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）

(3)【公開買付け期間】

平成26年11月13日（木曜日）から平成26年12月18日（木曜日）まで（25営業日）

2【買付け等の結果】

(1)【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（11,625,900株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の数の合計（20,119,100株）が買付予定数の下限（11,625,900株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書（その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成26年12月19日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3)【買付け等を行った株券等の数】

	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	19,486,100（株）	19,486,100（株）
新株予約権証券	633,000	633,000
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券（ ）	—	—
株券等預託証券（ ）	—	—
合計	20,119,100	20,119,100
（所有潜在株券等の合計数）	（633,000）	（633,000）

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	201,191
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	6,330
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	24,296
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	24,296
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
対象者の総株主等の議決権の数(平成26年3月31日現在)(個)(g)	205,661
買付け等後における株券等所有割合 $((a+d)/(g+(b-c)+(e-f)) \times 100)$ (%)	89.65

(注1) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成26年3月31日現在)(個)(g)」は、対象者が平成26年8月11日付で提出した第15期第3四半期報告書に記載された平成26年3月31日現在の総株主の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、対象者株式(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)、本新株予約権及び本新株予約権付社債を公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者平成26年9月期決算短信に記載された平成26年9月30日現在の発行済株式総数(22,245,800株)に、(i)対象者が平成25年12月24日付で提出した第14期有価証券報告書に記載された平成25年11月30日現在の全ての新株予約権(平成25年12月1日から平成26年9月30日までに行使された又は失効した新株予約権(対象者によれば、第2回新株予約権143個、第3回新株予約権1,400個及び第4回新株予約権600個とのことです。))を除きます。)の目的となる株式の数の合計数(803,800株)、(ii)対象者が平成26年5月12日付で提出した第15期第2四半期報告書に記載された平成26年2月24日発行に係る第6回新株予約権(平成26年2月24日から平成26年9月30日までに行使された又は失効した第6回新株予約権(対象者によれば20個とのことです。))を除きます。)の目的である対象者株式の数(798,000株)及び(iii)対象者が平成25年12月24日付で提出した第14期有価証券報告書に記載された平成25年11月30日現在の本新株予約権付社債に付された新株予約権(15個)の目的である対象者株式の数(2,112,675株)を加算した数(25,960,275株)から、対象者平成26年9月期決算短信に記載された平成26年9月30日現在の対象者の所有する自己株式数(807,412株)を控除した株式数(25,152,863株)に係る議決権数(251,528個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。